

## 平成26年第2回穴水町議会定例会 会議録

招集年月日 平成26年3月5日(水)

招集場所 穴水町議会議場

(12名)

議長	曾良昌嗣	副議長	山本祐孝
1番	吉村光輝	7番	伊藤繁男
2番	新田信明	9番	小泉一明
3番	田方均	10番	加世多善洋
4番	大中正司	11番	小坂孝純
5番	藏瀬助定	12番	浜崎音男

出席議員 全員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名。

町長	石川宣雄	副町長	山岸春雄
教育長	布施東雄	町参事	竹内陽一
総務課長	一谷育英	企画情報課長	二谷康弘
税務課長	神平浩	住民福祉課長	米田省一
生活環境課長	東重雄	産業振興課長	宮下謙二
出納室長	宮下安子	教育委員会 事務局長	岡本伊佐夫
総合病院 事務局長	菅谷吉晴	上下水道課長	坂田茂
基盤整備課長	小谷政一	健康推進課長	遠藤美徳

本会議に職務の為、出席した者の職氏名。

議会事務局長 谷大観 主幹 牛谷栄一 主任 中西智理

## 平成26年第2回穴水町議会定例会日程表

	月 日	曜日	時 間	議 事
第1日	3月5日	水	午前10時～	(開 会) 第1、会議録署名議員の指名 第2、会期の決定 第3、町長提出議案等の提案理由の説明 第4、議員提出議案等の提案理由の説明 第5、諸般の報告 (散 会、全員協議会)
第2日	3月6日	木		休 会
第3日	3月7日	金		休 会
第4日	3月8日	土		休 会
第5日	3月9日	日		休 会
第6日	3月10日	月		休 会
第7日	3月11日	火	午後1時30分 ～	(本会議再開) 第1、一般質問 第2、議案等に対する質疑 第3、議案等の常任委員会付託
第8日	3月12日	水	午前10時～	休 会 (教育民生常任委員会 3階委員会室) 休 会 (総務産業建設常任委員会 3階会議室)
第9日	3月13日	木	午後1時～	休 会 (各常任委員会予備日)
第10日	3月14日	金	午前10時～	(本会議再開) 第1、付託議案等の委員長報告 第2、委員長報告に対する質疑 第3、討論・採決 第4、閉会中継続審査及び調査 (閉 会)

町長から提出された議案は、次の31件であった。

- 議案第1号 穴水町副町長の選任について
- 議案第2号 穴水町、輪島市穴水町環境衛生施設組合公平委員会委員の選任について
- 議案第3号 平成26年度穴水町一般会計予算
- 議案第4号 平成26年度穴水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第5号 平成26年度穴水町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第6号 平成26年度穴水町介護保険特別会計予算
- 議案第7号 平成26年度穴水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第8号 平成26年度穴水町病院事業会計予算
- 議案第9号 平成26年度穴水町水道事業会計予算
- 議案第10号 平成25年度穴水町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第11号 平成25年度穴水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 平成25年度穴水町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第13号 平成25年度穴水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第14号 平成25年度穴水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 平成25年度穴水町病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 平成25年度穴水町水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 穴水町課制条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 穴水町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 穴水町行政財産使用料条例等を整備する条例について
- 議案第22号 穴水町分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 穴水町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 穴水町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 穴水町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 穴水町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 穴水町自家用有償バスの設置等に関する条例について
- 議案第28号 輪島市穴水町環境衛生施設組合規約の変更について

議案第 29 号 石川縣市町議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

議案第 30 号 財産の貸付について

議案第 31 号 町道路線の認定について

**本議会に提出された諮問は、次の 2 件であった。**

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

**本議会に提出された議員提出議案は、次の 1 件であった。**

発議第 1 号 穴水町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

**本議会に提出された議会報告は、次の 1 件であった。**

議会報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について

# 議 事 の 経 過

## ◎開 会

---

◇

○議長（曾良昌嗣） ただ今から、平成26年第2回穴水町議会定例会を開会いたします。  
只今の出席議員数は12名です。

全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

（3月5日・午前10時01分開会・開議）

## ◎会議録署名議員の指名

---

◇

○議長（曾良昌嗣） これより、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、10番 加世多善洋君及び 11番 小坂孝純君を指名します。

## ◎会期の決定

---

◇

○議長（曾良昌嗣） 次に、「会期の決定について」議題にいたします。

○議長（曾良昌嗣） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月14日までの10日間にいたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（曾良昌嗣） 「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月14日までの10日間にすることに決定いたしました。

これに基づく議事日程は、お手元へ日程表を配布してありますので、ご確認願います。

## ◎町長提出議案等の提案理由の説明

---

◇

○議長（曾良昌嗣） 次に、日程に基づき、町長提出議案第1号から議案第31号までの31件及び諮問第1号、第2号について、一括議題にいたします。

これより、町長提出議案等の提案理由の説明を求めます。

○議長（曾良昌嗣） 石川町長。

【町長 石川 宣雄 登壇】

○町長（石川宣雄） 本日、ここに、平成26年第2回穴水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところ繰り合わせご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

町議会定例会が開催されるにあたり、提案をいたしました平成26年度当初予算及び平成25年度補正予算並びにその他の諸議案につきまして、その大要をご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、今回提案いたしました当初予算等の議案の説明に先立ちまして、今後の町政の運営にあたり所信の一端を申し述べます。

町長に就任して以来、我が町を取り巻く社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、町民の皆様方の声に耳を傾け、議員各位からのご支援ご協力をいただきながら、「誰もが誇れるふるさと穴水の実現」に向け、全身全霊を傾けて職務に取り組んできたところであります。

私たちが生まれ育った「ふるさと穴水」には、先人が築き上げた鑄物をはじめとした工芸技術、四季を通じた祭りや伝統行事などの風土に培われた文化が脈々と今日まで継承されています。

また、潮騒の道からの素晴らしい朝日を映し出す波穏やかな穴水湾や緩やかな山並みなどの恵まれた自然景観は私たちの宝です。

私は、3期目の町政運営にあたっては、子や孫たちの次の世代に「ふるさと穴水を未来につなぐ」を基本理念として、今、わが町が抱えている少子高齢化による過疎化の進行をはじめとした大きな課題に怯むことなく、積極果敢に挑戦してまいります。

第1の挑戦は、「過疎に立ち向かうふるさとづくりの推進」であります。

穴水町の将来推計人口は、平成50年代には約5千人にまで減少すると予想されています。昨年10月に策定した過疎対策推進ビジョンに基づき、若者から高齢者までいきいきとした活力ある地域社会の実現に向け、集中的に施策を展開してまいります。

少子化が進行する中、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備が重要であります。

中学3年生までを対象としていた子ども医療費給付事業の対象者を、来年度から18歳未満までに拡充するとともに、多子世帯の保育料軽減策として、18歳未満の子どもを3人以上扶養している場合、3人目からの保育料を無料とすることにいたしました。

また、今年度から拡充しました第1子目からの出産祝金についても引き続き実施すること

により、子育て家庭への支援を幅広く展開してまいります。

次に、「雇用の創出のための産業振興」についてであります。若者や子育て世代の移住・定住の促進には、産業振興による雇用の場の確保が不可欠であります。

「のと里山海道」の無料化や里山里海が世界農業遺産に認定された能登のブランドイメージを産業振興を図るうえでの優位性と捉え、今年度は2社の企業誘致を進めてきたところですが、引き続き、企業の農業参入を円滑に進めるために、産業振興課内に「恵みの里山推進室」を設置し、都市部の人材を里山起業支援員として配置することといたしました。

なお、能登ワインを中心とした旭ヶ丘地区周辺エリアを里山農業のモデル地区と位置づけ、農業参入企業や地元農業関係者等とも連携しながら、6次産業化の推進や担い手育成、さらには食の拠点整備による交流人口の拡大等を目的とした「あなみず恵みの里山構想」の策定に着手することといたしました。

次に、「住まいの確保」についてであります。これまでも、移住・定住促進を図るため、穴水ニュータウンの無償分譲や移住・定住奨励金の交付、更には、空き家を活用した田舎暮らしの斡旋に加え、今年度からは新婚世帯への民間住宅に係る家賃補助を行うなどの住宅支援策を講じてきたところですが、新たに、親世代との同居を推進するため、リフォーム支援奨励金制度を創設することといたしました。

また、のと里山海道の無料化は通勤圏拡大にもつながるものであり、若い世代の定住促進を図るため、金沢市以南等への通勤者に対する通勤費助成制度を新たに創設することといたしました。

次に、住民全体が地域に誇りと愛着を持つことができるような魅力ある暮らしづくりを推進するために、花の植栽などの環境美化モデル事業を地域住民との協働で実施することにより、花の咲きあふれるまちを目指すとともに、当町に訪れる観光客へのおもてなしの場の創出を図ります。

また、全国的にも未婚化・晩婚化が進む中で、若者が楽しく、この町に住み続けたいと思える環境づくりが大切であります。今年度も商工会青年部が企画する未婚男女を対象とした「出会いの場イベント」の実施に対する支援を行ってきたところですが、来年度は、その他の団体等が企画する事業にも対象を拡大し、支援してまいります。

最後に、「交流人口の拡大」についてであります。

移住・定住の促進とともに、観光客や2地域居住者などの交流人口を拡大させることは、人口減少の影響を緩和し、地域の活力と賑わいを取り戻すうえでも重要なこととあります。

北陸新幹線の金沢開業まで1年余りとなり、金沢開業効果を当町まで波及させるため、今

年度に引き続き、のと鉄道に対して誘客力アップを図るための観光客用車両の導入等に対する支援を行うとともに、観光物販施設の建設を含めたのと鉄道穴水駅前広場や里山里海遊歩道などの交流基盤の整備に着手することとしております。

また、のと里山海道越の原インターチェンジから市街地への交通アクセスの向上を図るため、引き続き、主要地方道穴水刃地線の整備を県に働きかけるとともに、町道上出来迎寺線の整備を促進します。

さらには、当町に訪れた観光客の利便性向上を図るため、のと鉄道穴水駅から能登大仏や潮騒の道、能登ワイン醸造所などの既存の観光施設をつなぐシャトルバスの運行実証実験事業を行うこととしております。

このように、新年度は過疎対策を総合的・戦略的に推進するため、企画情報課を政策調整課に改組し、政策調整課内に新たに「過疎対策推進室」を設置するとともに、国の地域おこし協力隊の制度を活用し、移住定住支援員を配置いたします。

加えて、町のホームページのリニューアルを行い、移住定住等に関するポータルサイトとして情報発信力の強化に努めるなど、過疎対策推進ビジョンに基づく施策の円滑な実施と進捗管理に取り組んでまいります。

第2の挑戦は、「日本一の健康長寿のまちづくりの推進」であります。

穴水町の高齢化率は40パーセントを超え、既に50年先の日本の姿と言えます。

元気な高齢者の町へと転換するため、今年度から「健康長寿のまちづくり推進室」を設置し、行政の枠組みを超えた新たな視点で健康づくりを進めているところであります。

来年度は、昨年秋に開催した「健康長寿のまちづくり推進大会」において、住民の皆様とともに行った「健康長寿のまちづくり宣言」をもとに 総合病院が持つ機能を十分に活かしながら取組をさらに強化し、日本の高齢化社会のモデル地域となるよう目指します。

「健康づくりの推進」については、国において住民の皆様にご総合病院をより身近に感じていただくために、新たに、病院を開放し、医師や看護師などによる健康相談や健康教室・講座の開催などを内容とした健康フェスタを開催することといたしました。

また、認知症の予防対策として、高齢者栄養摂取状況調査を65歳以上で介護認定を受けていない住民の方々を対象として実施するとともに、新たに認知症支援チームを設置し、調査結果に基づいた医師などによる訪問相談を試行的に実施します。

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失予防や妊娠時における歯周病の進行による早産や低体重児出産のリスクを低下させるため、新たに40歳以上の住民の方や妊婦を対象とした歯科検診を無料で実施することといたしました。



さらには、食に関する正しい知識の習得や生活習慣病予防のために必要な知識と技術の普及啓発のため、食生活改善推進員の養成や食生活改善講習会など活動の充実に努めます。

加えて、今年度から健康づくりへの積極的な参加を誘導するための仕組みとして、「健康マイレージ」制度を導入したところでありますが、来年度から対象者の年齢制限を撤廃し全町民を対象としたほか、町内の各種団体が主催する事業もポイント対象といたします。さらに、食や文化事業も対象に追加することにより、多くの方々が健康づくりに参加しやすい環境整備に努めます。

次に、「健康づくりを活かした交流人口の拡大」についてであります。県内外から医学生や看護学生など総勢20名参加のもと、金沢医科大学能登北部地域医療研究所に協力いただき「あなみず地域医療塾」を今年度初めて開催したところでありますが、来年度は、より魅力あるプログラムの提供により、医師や研修医の参加者増に繋げたいと考えております。

また、今年度に引き続き、「健康」や「食」を取り入れた旅行商品の造成を進めるため、新たに、能登ワインやミスズライフが立地予定の旭ヶ丘周辺地域でのウォーキングによるモニターツアーを実施することとしております。

第3の挑戦は、「未来につながるふるさと人財の育成と活用」であります。

人づくりこそが将来にわたって地域の発展を持続させるために大切なことであり、そのためには、小中学校における学校教育の充実に努める必要があります。

これまでも地域が持つ自然、歴史、文化、伝統行事、産業などの町の教育資源を活用し、ふるさと教育の推進に努めてきたところでありますが、来年度からは、小・中連携により9年間を通して一貫したカリキュラム編成での系統的・実践的なふるさと教育を進めます。

また、担い手不足等による地域の伝統行事の消失の危機を回避するため、学校が地域と連携し、伝統行事の受け皿となり存続のための取組を行い、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持てる児童・生徒の育成に努めます。

国においては、中学校の英語の授業を、原則として英語で行うとともに、小学校において「外国語活動」として実施している開始時期を小学5年から小学3年に前倒し、5、6年は教科に格上げする方針を示しています。

このような状況も踏まえ、英語教育の更なる充実に努めることが重要なことから、新たに小・中学校に英語教育支援員を配置し、グローバル人材の育成を推進します。

情報化への対応は、今後のわが国の発展を支えるうえで大きな課題であり、児童生徒の発達の段階に応じて情報活用能力を身に付けさせるための推進体制を整備することが重要であります。

このため、今年度において生徒の授業用及び教職員のための全てのパソコンの更新を行い、ハード面の環境を整えたところでありますが、来年度は新たに、専門的な知識を持つ情報教育支援員を小中学校に配置し、情報教育の一層の充実に努め、情報化社会に対応できる人材の育成を推進します。

また、日本一の健康長寿のまちとして目指すべき方向でもある、シニア世代が持つ知識や経験を活かした町づくりを推進するため、来年度はシルバー人材センターを受け皿として、新たな業務の掘り起こしやスキル調査などを行い、高齢者の人材活用方策の検討に着手します。

今回の当初予算は、ふるさと穴水を未来につなぐための「3つの挑戦」という私自身の強い思いをもとに予算編成にあたったところでありますが、総合計画に掲げる「誰もが誇れるふるさと穴水の実現」に向け、限りある財源の中で知恵を絞りながら、選択と集中により、「安心」「元気」「魅力」「協働」につながる施策などについても、引き続き編成をさせていただいたところであります。

以下、先に申し述べた具体の施策を除き、総合計画に掲げる4つの基本目標に従い、新規事業や拡充事業を中心に、その概要をご説明いたします。

第1は、(人にやさしく安全で安心して暮らせるまちづくり)「安心」であります。

道路・公共交通の充実につきましては、日常生活を支える道路の整備を図るための舗装や側溝の改良工事を実施するほか、都市計画道路本町線や国道249号線などの県施行道路整備事業負担金を計上したところであります。

また、能登空港の利用対策の推進につきましては、本町出身の遠藤関の活躍により開港11年目の搭乗率は順調に推移しているところでありますが、引き続き地元需要の掘り起こしに努め、利用促進を図ってまいります。

次に、消防・防災体制の強化であります。平野地内に移転する消防署につきましては、現在、実施設計の作業を進めておりますが、新しい消防署は、訓練棟と一体化した機能的かつ災害にも強く持続可能な施設とするとともに、災害時には地域の防災拠点としての機能もあわせ持つ施設として、消防無線のデジタル化と歩調をあわせて着実に整備を進めてまいります。

防犯対策の充実につきましては、人口減少に伴う少子高齢化の加速により、空き家が発生し、老朽危険空き家の倒壊や景観への障害、防犯や衛生面などの問題も生じてきています。来年度は、庁内に空き家対策検討委員会を設置し、区長・町内会長にもご協力いただき、空き家の実態把握のための調査を実施するとともに、その結果を踏まえた適正管理に向けた対策や利活用策の検討を進めてまいります。

第2は、(いきいきと健やかな暮らしができる元気なまちづくり)「元気」であります。

地域医療を支える総合病院の運営につきましては、島中病院長を先頭に、医師、職員が一丸となって、住民の皆様が安心して医療が受けられるよう、質の高い医療サービスの提供とともに経営安定化に向けた取組を進めているところであります。

先月24日から電子カルテが稼動したところでありますが、これまで以上に診療情報の共有化によるチーム医療の推進や患者サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、病院機能の強化を図るため、来年度は心臓用超音波診断装置などの医療機器の更新やナースコールの改修などを計画的に進めることとしております。

4月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯への影響の緩和などを図るための臨時給付金を支給することとしておりますが、住民に対しての周知を徹底し、円滑な支給に向け鋭意準備を進めてまいります。

学校教育の充実につきましては、計画的に学校教材や施設の整備を実施し教育環境の充実に努めるとともに、現在の学校給食施設が老朽化していることから共同調理場建設に向けた調査を行うこととしております。

また、穴水高校を将来にわたり存続させるために、これまでも特色と魅力ある高等学校づくりに対しての支援を行ってきたところでありますが、来年度は新たな支援策として、大学

受験対策講座の開催や遠距離通学者に対する通学費助成を行い、生徒数確保に向けた取組を強化してまいります。

第3は、(活力に満ちた賑わいのある魅力的なまちづくり)「魅力」であります。

農林水産業の振興につきましては、「のとてまり」を我が町のブランド商品として定着させるため、今年度から冬季間の市場への安定供給を図るためビニールハウスの整備に対する助成を行ってきたところであり、出荷状況も前年度と比較し大幅な増加につながっております。来年度は乾燥しいたけとしての出荷も推進するため小型乾燥機の導入に対しても補助を拡充することとしております。

また、減少傾向にあるナマコ等の水産資源を確保するために、築磯(つきいそ)工事による漁場整備を行うとともに、生育状況の調査を進めます。

第4は、(みんなで歩みともに創る協働のまちづくり)「協働」であります。

行財政改革の推進につきましては、現行の行政改革大綱を策定してから今年度末で4年が経過することとなります。この間、大綱に掲げた各種の改革に積極的に取り組んできた結果、実質公債費比率を初めとした財政指標についても概ね健全な状況にまで改善してまいりました。

しかしながら、高齢化の進展に伴う介護や医療などの社会保障関係経費の増加、さらには、交流基盤の整備や老朽化した施設の改修などによる投資的経費の増加も見込まれる中、引き続き、効率的・効果的な行財政運営に努めていく必要があります。このため、来年度は、現行の大綱に基づく実施計画の達成状況も見極めながら、新たな大綱の策定作業に着手いたします。

今後とも、町長就任時の思いを忘れず民間経営的発想で行財政改革に積極果敢に取り組むことにより、住民満足度の高い行政サービスを提供できるよう、役場全庁挙げて取り組んでまいります。

冒頭の過疎対策でも触れましたが、多様化、複雑化する住民ニーズに的確に対応していくためには、従来の課単位での政策立案や政策実施だけでは対応が困難になってきています。

このため、町が抱える課題の総合調整と施策の進行管理を行い、効果的な施策展開を図るため、現在の企画情報課を政策調整課に改組いたします。

ふるさと穴水を未来につなぐためには、社会情勢の変化をしっかりと見極め、住民の行政に対するニーズを的確に把握し、政策を実行できる役場職員の育成が重要であります。このため、来年度から年間を通じた政策立案グループ研修の導入により人材育成を強力に推進してまいります。

以上が今回の当初予算の大要でありまして、一般会計当初予算総額は前年度予算額と比較して8.4%増の60億9千万円としたところであり、投資的経費については、前年度と比較して99.2%増となる積極型の予算としたところであります。

この財源につきましては、町税で9億3千6百万円余、地方交付税で27億6千7百万円、町債で7億9千8百万円のほか国・県補助金や地域資源活用支援基金等を活用するなど、可能な限りの歳入を確保するとともに、一方では事務事業の見直しや経費の節減などに努めたことにより、収支均衡を図るうえで必要な所要財源を確保できたところであります。

また、特別会計予算では、0.9%減の31億3千3百万円余、企業会計では、10%増となる37億8千4百万円余となり、全会計の合計で130億7百万円余となるものであります。

この他、3月補正予算としまして、消費税率引き上げに伴う景気の下振れリスクへの対応や持続的な経済成長につなげるための国の補正予算編成に町としても積極的に呼応し、一般会計において農業生産基盤の整備、道路改良事業の実施、原子力災害対策施設の整備などに必要な投資的経費2億8千7百万円余の追加補正を実施することといたしました。

今後の財政運営につきましては、交流人口拡大に向けた基盤整備や消防署を初めとした施設の老朽化対策を進めながら、過疎対策などの大きな行政課題や多様化する住民ニーズに対応していくことが重要なことから、補正予算において、財政調整基金に1億円及び施設整備基金に1億5千3百万円余を積み増しすることにより、社会経済情勢の変化にも機動的に対応できる持続可能な行財政基盤の確立に向け努めてまいります。

次に、提案いたしましたその他の諸議案等のうち、主なものについてご説明申し上げます。

議案第1号 「穴水町副町長の選任について」であります。平成26年3月31日で任期満了となる副町長について、引き続き現副町長の山岸 春雄（やまぎし はるお）氏を選任いたしたく、ご提案いたしましたので、何卒ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議案第2号の 「穴水町、輪島市穴水町環境衛生施設組合公平委員会委員の選任について」であります。平成26年3月31日で任期満了となる穴水町、輪島市穴水町環境衛生施設組合公平委員会委員について、引き続き現委員の竹野 博正（たけの ひろまさ）氏を選任いたしたく、ご提案いたしましたので、何卒ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第4号の国民健康保険特別会計予算から、議案第9号の水道事業会計予算につきましては、一般会計に準じて経常的経費や事務事業などを精査し、所要額を計上したところであります。

議案第18号から、議案第20号については、議会の議員報酬と特別職等の給与に関するものであり、平成17年6月1日から報酬や給与の額を5%から10%の減額をしていますが、行財政改革により一定の効果を果たしたこと及び近隣市町の状況等を勘案し、減額前の額に戻すものであります。

議案第21号 「穴水町行政財産使用料条例等を整備する条例について」は、消費税率等の引き上げに関する法の改正に伴い、使用料及び手数料等に係る所要の改定を行うものであります。

議案第22号 「穴水町分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、国の土地改良事業等の負担割合の改正に伴い受益者負担割合の見直しをするものであります。

議案第23号及び議案第24号については、第3次地方分権一括法の制定により、穴水町社会教育委員設置条例と穴水町青少年問題協議会設置条例をそれぞれ改正するものであります。

議案第25号 「穴水町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について」は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成26年4月1日に施行され、障害に係る区分の見直しが行われることに伴い、穴水町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第27号 「穴水町自家用有償バスの設置等に関する条例の制定について」は、地域住民の公共交通手段の確保を図るため、道路運送法の規定による穴水町自家用有償バスの運行に関し、必要な事項を条例で定めるものであります。

議案第28号 「輪島市穴水町環境衛生施設組合規約の変更について」は、輪島市穴水町

環境衛生施設組合の新火葬場の供用開始に伴い、その管理運営の事務について、当該組合規則を変更するものであります。

議案第29号 「石川縣市町議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」は、石川縣市町議会議員公務災害補償等組合の組織に「石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合、石川縣市町村消防賞じゅつ金組合」を加えるため規約の変更を行うものであります。

議案第30号 「財産の貸付について」は、旧諸橋小学校と旧諸橋保育所の土地、建物等の施設につきまして、引き続き、平成26年4月1日から5年間、株式会社ジェー・ティ・ピーに貸付けるものであります。

議案第31号 「町道路線の認定について」であります。越の原インターチェンジからの市街地への交通アクセスの向上のために、穴水中学校横の道路を整備すべく「町道上出来迎寺線」として認定するものであり、また、乙ヶ崎地内にある穴水浄化センターに至る道路を「町道乙ヶ崎2号線」として町道認定するものであります。

諮問第1号、諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、任期満了となる現委員の 谷内 和雄(やち かずお)氏を引き続き推薦するものであり、また、現委員の村上 太一(むらかみ たいち)氏に代わりまして、新たに毛利 隆夫(もうり たかお)氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。

最後に、我が国は長期の経済低迷からの脱却に向け、経済の再生に向けた取組を進める中、少子高齢化への対応などの大きな課題に直面している状況にあつて、国民の間には未来に対する漠然とした不安が広がっております。

このような時代であるからこそ住民の皆様に希望を持って未来への方向性を示すことが町政のかじ取り役として何よりも求められる役割であると考えております。

子や孫たちの次の世代に「ふるさと穴水を未来につなぐ」ため、粉骨砕身努力してまいりますので、議員各位の一層のご指導とご協力をお願いいたします。

以上、少し長くなりましたが私の所感と提案いたしました諸議案についての概要を申し述べました。詳細につきましては、議事の進行に従い適当な時に説明員から説明させますので、何とぞ慎重・審議の上、適切なる御決議あらんことをお願いいたします。

○議長(曾良昌嗣) 次に、議案第1号に対する採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号は、穴水町副町長の選任について議会の同意を求めようとするものであります。

人事に関する事でありまして、質疑、討論を省き、直ちに採決に移りたいと思っておりますが、

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(曾良昌嗣) 「異議なし」と認めます。

よって、これより採決を行います。

議案第1号、穴水町副町長の選任について、原案どおり「同意」することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。お座りください。

よって、議案第1号は、原案どおり「同意」することに決定いたしました。

次に、議案第2号に対する採決を行います。

お諮り致します。

議案第2号は、穴水町、輪島市穴水町環境衛生施設組合公平委員会委員の選任について、議会の同意を求めようとするものであります。

人事に関する事でありますので、質疑、討論を省き、直ちに採決に移りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(曾良昌嗣) 「異議なし」と認めます。

よって、これより採決を行います。

議案第2号、穴水町、輪島市穴水町環境衛生施設組合公平委員会委員の選任について原案どおり「同意」することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

全員起立であります。お座りください。

よって、議案第2号は、原案どおり「同意」することに決定いたしました。

次に、諮問第1号を議題と致します。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めようとするものであります。

人事に関する事でありますので、質疑、討論を省き、直ちに採決に移りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(曾良昌嗣) 「異議なし」と認めます。

よって、これより諮問第1号の採決を行います。

お諮り致します。



諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについて、原案どおり「適当」と認める旨、答申することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

全員起立であります。お座りください。

よって、諮問第1号は原案どおり「適当」とする旨、答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号を議題と致します。

諮問第2号は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めようとするものであります。

人事に関する事でありますので、質疑、討論を省き、直ちに採決に移りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(曾良昌嗣) 「異議なし」と認めます。

よって、これより諮問第2号を採決致します。

お諮り致します。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについて、原案どおり「適当」と認める旨、答申することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

全員起立であります。お座りください。

よって、諮問第2号は原案どおり「適当」とする旨、答申することに決定いたしました。

次に、本日までに議会へ提出のあった議員提出議案、発議第1号を議題といたします。

これより、発議第1号の提案理由の説明を求めます。

○議長(曾良昌嗣) 12番、浜崎音男君。

【12番 浜崎 音男 登壇】

○12番(浜崎音男) 穴水町議会議員定数条例の提案理由。

穴水町議会は、平成19年4月から議員定数を16人から4人減の12人として、議会費の大幅な経費削減を図って参りました。

さらに、全国的に議会改革が求められていく中で、平成22年10月、議会改革の推進をめざして、議会運営委員会として、他市町の視察を行い、今後の改革・活性化に向けての取り組みをスタートさせ、議会改選後の平成23年5月、町民の負託に応え、町民の声を町政に反映させ、情報や課題の共有、議会活動の公開、責任ある決定を行うために、より活発な議員相互の議論を深めていくことを目的に議会改革推進特別委員会を設置、今日まで検討を重ねて参りました。

その結果、

①.一般質問の対面による一問一答方式の導入。

町長への逆質問権の付与

①.町議会の取り組みなどを広く町民の皆様にお知らせする議会だよりの発行。

①.重要政策における議員間の自由討議の場の設定による、過疎対策における移住、定住、交流政策の執行部に対する具体的な提言。

などを行い、議会改革を一步一步進展させて参りました。

さらには、重要検討課題でありました議員定数について、昨年5月から3回の委員会開催や2回の議員協議会で議員の意見聴取を行い、また、議員定数に関する法制、他町の議員定数、人口、面積を基礎とした資料などを参考にし、慎重に協議を致して参りました。

結果と致しまして、

1. 少子高齢化、若者の都市への流出などによる人口の減少

1. 県内市町での定数削減の動向

1. 町民からの議員定数削減すべしとの意見

このような状況を踏まえ、議会改革推進特別委員会として、検討致しました結果、

議員定数を現在の12人から2人減の10名が適当であるとの結論に至りましたので、提案するものであります。以上、よろしく申し上げます

○議長（曾良昌嗣） 次に、日程第5、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果について、町監査委員より議会に提出されておりますので、報告いたします。

○議長（曾良昌嗣） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

引き続き、全員協議会を行いますので、委員会室にお集まりください。

(午前10時48分 散会)

## 平成26年第2回穴水町議会定例会 会議録

招集年月日 平成26年3月11日(火)

招集場所 穴水町議会議場

出席議員	議長 曾 良 昌 嗣	副議長	山 本 祐 孝
(12名)	1番 吉 村 光 輝	7番	伊 藤 繁 男
	2番 新 田 信 明	9番	小 泉 一 明
	3番 田 方 均	10番	加 世 多 善 洋
	4番 大 中 正 司	11番	小 坂 孝 純
	5番 藏 瀬 助 定	12番	浜 崎 音 男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名

町 長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	竹 内 陽 一
総 務 課 長	一 谷 育 英	企画情報課長	二 谷 康 弘
税 務 課 長	神 平 浩	住民福祉課長	米 田 省 一
健康推進課長	遠 藤 美 徳	産業振興課長	宮 下 謙 二
基盤整備課長	小 谷 政 一	出 納 室 長	宮 下 安 子
上下水道課長	坂 田 茂	生活環境課長	東 重 雄
教育委員会事務局長	岡 本 伊 佐 夫	総合病院事務局長	菅 谷 吉 晴

本会議に職務の為、出席した者の職氏名

議会事務局長 谷 大 観 主幹 牛 谷 栄 一 主任 中 西 智 理

○**議会事務局長（谷大観）** 会議に先立ちまして、皆様をお願いいたします。本日は、3月11日に東日本大震災が起きましてから、ちょうど3年になります。2時46分頃になりましたら、亡くなられた方々のご冥福をお祈りをするために、1分間の黙祷を行いたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

2時45分頃になりましたら、合図を致しますので、よろしくをお願いいたします。

---

◇

## 一 般 質 問

### ◎開議の宣告

---

◇

○**議長（曾良昌嗣）** それでは、本会議を再開いたします。

ただ今の、出席議員数は12名です。

全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

（3月11日 午後1時30分 再開）

### ◎一般質問

---

◇

○**議長（曾良昌嗣）** これより、日程に基づき、町政に対する「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答による質問方式と全問一括での質問方式を選択できることとしていきますので、質問に入る前に、どちらの質問方式で行うか表明してから質問してください。

質問は、中央の質問席で行い、質問時間は答弁を含め、一人45分以内と致します。

5分前になりましたら、合図を致しますので、ご容赦願います。また、自席に戻ってからの質問は出来ませんので、ご了承願います。

また、関連質問につきましては、通告による質問が全て終わってから行いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、2時45分になりましたら会議を一時中断して、局長が合図を致しますので、ご了承の程よろしくお願い致します。

それでは、順番に発言を許します。

## ◇2番 新田信明 議員

○議長（曾良昌嗣） 2番、新田信明君。

### 【2番 新田信明 登壇】

○2番（新田信明） 2番新田信明でございます。

通告に基づき、全問を一問一答方式によりご質問いたします。

質問に入る前に、今回の質問に至った私の心情を述べさせていただきます。

私は今まで、「厳粛なる議場」ということと「町長の立場を尊重する」という思いで、発言内容と表現には細心の注意を払い、品位を保とうと努めてまいりました。

住民の皆様からは「質問は、もっと突っ込んでほしい」とのお話しをいただくことが多々ありますが、私は「厳粛なる議場という場では、制約もあり、あれが限度です。」と答えるのを常としてきました。

しかし、昨年9月議会定例会の折の、私の質問に対する答弁で「新田議員の質問の本質、何を問いかけているのかがハッキリわかりません。」と町長が答弁されたことや、先の12月議会での私の一般質問に対する町長の答弁と反問のやりとりに鑑み、私が思うほどの制約もないのだということが分かりましたので、今後は私も一切の配慮は止めて率直に質問そして再質問をすることといたします。

では、「議会一般質問に対する反問について」お尋ねいたします。

恐れ入りますが、本題に入る前に一つだけ一般質問とそれに対する答弁を町長はどのように捉えておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

私達議員の教科書に依ますと、議会の使命の一つに、「執行機関の行財政の運営等が全て適法・適正に、しかも、公平効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することである。」とあります。

そして、それを、「完全に達成できるよう議会の一員として懸命に努力することが議員の職責である。」とし、議員の権限として「発言権」がありますが、「この発言こそ議員活動の中心となるものである。」とあります。

私は議会定例会における「一般質問」は、町民の代表である議員が、その執行権を付託した町長に対して、付託した職務を正しく執行しているかどうかをチェックし問い質す場であると理解しています。

あくまで主体は町民であるということで、町長は被主体者であると理解しております。

町長は、一般質問の場をどのように理解されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

す。

○議長（曾良昌嗣） 石川町長。

【町長 石川宣雄 登壇】

○穴水町長（石川宣雄）

一般質問は穴水町議会会議規則において、「議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる」と定められておりますが、このことは議員が、「町の一般事務に対しその執行の状況又は将来の方針、政策的提言などを執行者に直接質すこと」と理解しております。

この一般質問が繰り上げられるこの議場においては、地方自治法第132条において、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は、他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」とされております。また、穴水町議会会議規則においても、「議員は、議会の品位を重んじなければならない」と規定されております。

この規定は、議員について定めたものではありませんが、議員と同様に我々執行部においても、品位を保った対応をすべき場であると考えております。

また、只今の新田議員の質問には、通告に無いものもございましたので、それは、後ほど説明させていただきますと思います。

○議長（曾良昌嗣） 新田議員。

○2番（新田信明） それでは、その答弁を受けまして本題に入らせて頂きます。

町長の認識されている「反問」が意味するところは、先の12月議会で町長が私を問い質したような、「反問」ということでしょうか。

つまり、町長が「総合病院のビジョン」について「反問」というか「逆質問」をされ、私は「以前、私の一般質問の中で述べていますのでそれを確認していただきたい。また、病院には専門の委員会もあるので、そちらで検討すべきでは。」とお答えしましたが、過去の議事録やその他の方法で、事前に且つ明瞭に確認できる事柄についてことさら議場で再確認を求めるといふことにいかなる意味があるのか、理解に苦しむところであります。

このことは、議員の一般質問の内容について細心の注意を払っておられないのではとの疑念を惹起し、議会の尊厳を毀損しかねないと思われても致し方のないところではないでしょうか。

反問が意味するところは、あくまでも議員の通告の内容確認であって、議員が質問している事案に関する議員の考え方・意見を求めるものではないということではないでしょうか？

私は、「一般質問の場」は、「審議会等」への諮問や委員に意見を求めたり、考え方を聞くということと本質的に全く異なっていると理解しています。

町長は、「反問権」をどのように認識されているのかお聞かせいただきたい。

○議長（曾良昌嗣） 石川町長。

【町長 石川宣雄 登壇】

○町長（石川宣雄） 反問権に対する私の認識についてのご質問であります、

穴水町議会においても、平成23年5月に議会改革推進特別委員会を設置し、また、議会全員協議会での協議も含め、議会のあり方について検討を進めてこられた中で、平成24年5月末に、一般質問について一問一答方式と一括方式の選択制とすることや、町長に逆質問権（いわゆる反問権）を与えるということが議会において決定されたと承知しています。

しかしながら、反問権の実施の仕方等において明確になっていなかったことから、昨年12月に全員協議会の場で議員の皆様と協議させていただいたと記憶しております。

その時にも少し述べさせていただきましたが、私としては「反問権は、議員の質問に対してしっかりと答弁させていただくために、必要に応じて、その質問の趣旨や根拠の確認、あるいは議員の考え方を確認するために私から質問をさせていただくこと」と認識しております。

しかし、少し新田議員との理解に違いがある様ですが、議会運営方法やルールは、議会が定めることであると考えております。したがって、私はただ、ルールに則り、議会の尊厳や品位を保って進めるだけであります。

○議長（曾良昌嗣） 新田議員。

○2番（新田信明） 只今の町長のご答弁で、確かに内容までは詳細に決められて無かった様に私も認識致しております。私も反問権についての文章は、何度となく確認しておりますが、ただ私の先ほど述べました質問の事柄については、やはり、認識の違いはあるとしても、私の述べたような事ではないかと、私は今でもそう思っております。

ですから、これ以上の町長とのやりとりは、この場ではふさわしくないと私は今思っております。

もし、町長が何かご質問というのであれば、よろしいと思っております。私はこれについては、よろしいです。

○議長（曾良昌嗣） 石川町長。

○穴水町長（石川宣雄） おっしゃるだけおっしゃって、もうこれ以上議論する気持ちがないう事ですが、先程も申したように、議会のルール・あり方は、議会で決めていただければいいんです。それに我々は従うだけなんです。反問権は、私が決めたことではないんで

す。執行部が決めたことではないんです。議会が提案して議会で決めたルールです。私はそれに従っているだけなんです。

もう一つ、先程の質問の中で、新田議員自ら過去の議事録やその他の方法で事前に確認できる事については、ことさら議場で再確認を求めることに、いかなる意味があるのか理解に苦しむという発言でありましたが、ご自身で言っておきながら、なぜ、再三に亘って、同じ質問をするのか、その方が私は理解に苦しみます。それとも、執行部には再確認してはならないけれども、議員は議事録で確認できる事柄でも再三再四繰り返す、質問出来るとおっしゃりたいのか。

あなたの言っていることには、矛盾が多すぎます。理解に苦しみます。まさに、支離滅裂といわざるを得ない。

したがって、この議場でもう一度答弁という事ですが、個別の案件につきましては、神聖なる議場であり、議会の品位を保つため、答弁は控えさせていただきたいという風に思っております。

○議長（曾良昌嗣）新田議員。

○2番（新田信明）ただ、町長の言われる同じ質問を何回も私がするという事に、矛盾があるという事ですが、やはり、私の質問の答弁として、なかなか今まで自分ではすっかりと了解されていなかったという事、そういう認識でありまして、やはり、納得しようという思いで、このように再度させて頂いたということです。

議場では確かに、中々難しい様に思っております。反問権につきましても、議会でもう少しお互いのやり取りについて、詳細な内容の打ち合わせをすればいいと、今はこの様に思っております。

では、次に移ってよろしいですか。

○議長（曾良昌嗣）はい、どうぞ。

○2番（新田信明）次に、

「町長の公の場での発言等の是非を問う」ということで、2項目についてご質問いたします。

「綸言（りんげん）汗のごとし」という格言がございます。

これは、天子が臣下に言うことばで、「その口から出れば、取り消しができないこと。」という意味だと理解しております。

では、この事を念頭に置いて頂き、以下順次ご質問させていただきます。

まず、職員採用につきましては、これまで一般質問で何度となく触れて参りました。先の



9月議会一般質問でも、この件の町長答弁の内容に満足しているものではないと申し上げました。そして、町長はその折、前の定例会の全員協議会の席で説明したとおりであると答弁しております。これは、その当時の議会定例会の全員協議会の席で、私と他の同僚議員が職員採用について、町長に説明を求め、町長が答弁されたものです。

現在でも、町民の皆様が何人か集まればその採用が話題となり、道義的、社会的責任の如何を問う不満と不信の声が聞かれます。納得できない私が問題なのかどうか、その折の町長の答弁を、ここでもう一度お聞かせ頂きたいと思います。

○議長（曾良昌嗣） 石川町長。

○穴水町長（石川宣雄） まさに、先程申し上げたとおり、議事録で確認できる事は、議場で再三に亘って発言するなど、あなたがおっしゃっているながら、なぜ、また同じ事を聞くんですか。

納得できるか出来ないかは、あなたの心の問題です。納得出来なかったら、別な場所でもいいし、もっとわかりやすい質問をしていただければという風に思っております。

また、今の質問についても、住民の皆様が何人か集まれば採用についての話題になりとおっしゃっておりますが、それは何処ですか。誰ですか。あなたでしょう。あなたの気持ちの中でしょう。そういう事を、私は初めて聞きました。

私は、町職員とは、町民の方々の要請に応えられる強い使命感と積極性を備え、役場職員として次代を担い、その職責を果たすことのできる人材であり、募集にあたっては、町職員任用規程に基づき実施をしております。「あくまでも人物本位である」といった基本は変わってはおりません。

全員協議会の席で私の発言は、議員からの疑問に対して、お答えを求められたため、率直にお答えさせて頂いただけであります。

しかし、この議場で、もう一度ということですが、個別の案件に関わることで、答弁は控えます。

○議長（曾良昌嗣） 新田議員。

○2番（新田信明） 町長の只今の答弁ですけども、先程の前の答弁と関連する事ですが、内容がやはり納得できる事ではないということです。

それともう一つ、住民が集まればという件で、私の思いだけという事ですが、そういう事はございません。そういう現場に、私も居合わせておりますので、これは私の思い、推測だけで言っているのではございません。実態があるということでございます。

あと、町長の内容に踏み込めないという事ですが、私は、全員協議会の場でおきました内

容の中で、個人情報に触れるもの以外は、町長ご自身の発言の責任で、何か他に問題はないのではないかと、自分では判断しております。ですからもっと、納得できるような説明がいただければありがたいと思っておりますが、これについては如何でしょうか。

○議長（曾良昌嗣） 石川町長。

○穴水町長（石川宣雄） 納得できるか出来ないかは、議員あなた次第なんですよ。

もし、あなたの納得できる質問を求めたり、私に発言を求めるのならば、もう少しわかりやすく、率直に申し込みたい。それに対して、私は何ら隠すこともなければ、偽る事ありませんよ。素直に答えますよ。ただ、あなたが、一部の人たちの井戸端会議か噂話か知りませんが、そういうものを取り上げて、まことしやかに、この議場で質問する事自体が間違いだと申し上げておきます。

○議長（曾良昌嗣） 新田議員。

○2番（新田信明） 少しだけ、今のことで述べさせていただきます。

これは、町長のご自身の発言ですから、本当は個人情報以外のことで発言できる部分があると思っております。それをご発言頂ければ一番よろしかったと思いますが、これ以上のやり取りは、私も限界があると思っております。ですから、これにつきましては、以上で終わらせて頂きます。

では次に、「前院長交代に関わる経緯」に関してお尋ねいたします。

昨年12月議会の私の質問に対して町長は、「前院長の交代でどのような痛みが、どのような不都合があったのか確認させていただきたい。」との反問があり、私が、「当時、平成23年12月26日付けで、総合病院の実態調査報告ということで貴方宛てに提出してあるとし、私を含め4名の議員から同様の報告がなされているはずである。」とお答えいたしました。

その当時、病院の一部の職員が、決死の覚悟をもって私達議員に窮状を訴えてきたものでございます。

その大変な病院の現状を報告書にまとめ、私を含め4名の議員が各々町長宛てに申し合わせて提出したものです。

前院長の出处進退については、私達議員4名も深く関わっていると思われまので、退職に関わる経緯をご説明いただければと思います。

○議長（曾良昌嗣） 石川町長。

○穴水町長（石川宣雄） 残念ながら新田議員お分かりいただけませんね。今あなたの言っている発言は、私が答弁する事によって、私だけの事ならいいですよ。一般の町民、一般個人、議会の同僚まで傷つけることになるんですよ。そういう発言だとは、おわかりになりません

か。議会で議論すべき問題ではないでしょう。

前院長の交代に関わる経緯という事ですが、前院長は、2年程度ならお手伝い出来るという事で、就任をしていただきました。ただそれだけです。

それ以外にですね、あなたがおっしゃるように「私達4人の議員が深く関わっている」とおっしゃいましたが、院長の出处進退になぜあなた達が関わっていらっしゃるんですか。個人の終身にですよ。どういう関わりがあるんですか。理解に苦しみますよ。いえる範囲内でおっしゃってもいいんです。でも、ここは議場です。これ以上進めていただく事はありません。私は。

○議長（曾良昌嗣）新田議員。

○2番（新田信明） 只今の町長のご答弁ですけれども、前回もここに書いたようにですね、これも町長とのやり取りの中で、町長がこのようにご発言されましたので、これで私もこういうような経過をはっきりさせた方がいいということで、今回このように質問させていただきました。

もちろん、出处進退につきましては、前院長と任命権者である町長の権限であり、その通りでございます。けれども、私達も十分に前院長との関わりと申しますか、調査報告にも書かせて頂きました。ですから、これは十分に私たちの自分の判断、自分の思いで関わっていると私は思っています。

以上で、これに関する質問は終わらせて頂きます。

では、最後に、病院職員の募集と採用についてお尋ねを致します。

過去8年間の病院の職員募集要綱と応募・採用一覧表、そして、昨年度の決算審査資料を確認して判明したのですが、ある年度の職員採用に関して募集した職種・職名と違っている職員の採用がありますが、これはどのような経緯があったのでしょうか？

お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（曾良昌嗣）菅谷病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷吉晴） 只今の新田議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘の件は、専門職の退職者補充として退職者の上位資格を有する職員を募集したもので、新卒者を上位資格取得予定者として内定いたしました。が、上位資格が取得できず、その職が欠員であったことや採用職員に今後、資格取得に努めることを条件に採用したものであります。以上です。

○議長（曾良昌嗣）新田議員。

○2番（新田信明） 只今の誠に簡単な答弁でございましたけれども、幾つかもう少し詳しく了

解したいと思いますので、再質問させていただきます。

4つ程あります。

まず、一つ目ですが、採用に係る事実経過や事情ではなく、なぜ、募集職種と違う職種を採用したのかという理由・根拠をお尋ねしたいと思います。

2つ目、募集職種という資格を求めたのは、当時診療報酬点数の加算のためではないかと推察しております。そうであれば、なぜ、その年度以降に同じ職種を募集しなかったのかと疑問に思います。

3点目、採用時点で資格を有していないと判断されたものを、採用したのは少し説明があったが何故か、ルール違反ではないかと私は思っております。また、提出していただいた資料を見ますと、応募者が複数いたが、全員が採用資格を満たしていなかったのかどうかということも疑問に残っております。

4点目ですが、公募した採用職種と異なる職種を採用するということは、応募時点での機会均等を阻害することになると思えるのですが、これについても如何でしょうか。

以上4点について、よろしく願いいたします。

○議長（曾良昌嗣）菅谷病院事務局長。

○病院事務局長（菅谷吉晴） 先ほども申し上げたとおり、採用に係る職員でございますけども退職者補充のため、基本的には前任者と同じ資格を有しております、欠員であった職員につきましては、支障が無かったということでございます。

次に、診療報酬の加算でございますけども、確かに診療報酬の加算は出来るという所で、要取得者を募集致しました。

うちの病院にその要資格取得者がもう一人いましたので、更にとということで募集をかけております。先ほども言いましたが、欠員と同じ資格者を採用したという所です。

以上です。それと後もう一つ、複数報告ですが、確かにこのとき採用した職員の時に応募者が2名おりましたが、ただ、採用試験の段階で現在採用している職員が優秀であったとその当時思っ、採用致しました。

以上でございます。

○議長（曾良昌嗣）新田議員。

○2番（新田信明） 只今の答弁ですけども、前任者と同じという理由だけでは、やはり当初の主旨とは違っていると思われ。募集は一回だけでしたので、本当に診療報酬加算のためという事であればその様な当初の主旨を継続して、やはり対応すべきでなかったかと私は思っております。今回はこれ以上言うことはないですから、以上で終わらせて頂きます。

---

◇ 7 番 伊藤繁男 議員

○議長（曾良昌嗣） 7 番、伊藤繁男君。

【7 番 伊藤繁男 登壇】

○7 番（伊藤繁男） 7 番、伊藤繁男でございます。

先ずは、石川町長に於かれましては、3 期目のご当選、おめでとうございます。

改めて心からお祝い申し上げますと共に、ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます。

穴水町の町民によって、選挙で選ばれた石川町長と議会議員は、調整の主要課題について、共通認識がなされているところであり、今後、課題解決の効果的な具体策の実施が、町民から問われていると思います。

共に、人事をつくして職務を全うし、わが町の「公共の福祉の増進」に、頑張っていきたいと思います。

それでは、いつものようにわが町の皆様への「私の誓いの言葉」を申し上げてから、質問に入っていきたいと思います。私は、心から世界の平和を望み、町民の幸福を願い、皆様と力を合わせて、わが町の発展に尽くして参ります。

今日は、貴重な一般質問の機会を賜り、深く感謝申し上げます。至らぬ点は、厳粛なる議場にご列席の皆様のご賢察とご寛容の程、よろしく願いいたします。

今回は、私の抱えている多くの課題の中から選んで、4 項目について、全問一括方式で簡単に質問いたします。

まず、一項目めは、先進地視察派遣事業について、であります。

わが町の将来に思いを馳せると、是非とも、働き盛りの世代に頑張ってもらいたいと、大いに期待する次第であります。

合わせて、その為の具体的支援策を、町全体、即ち自治体として実施する必要性を、前々から痛感しているところであります。本件に似たことを、以前にも質問提言いたしました。そして一部実施されましたが、その時、企画のやり方がまずかったのか、若者の参加が少なかったことを、反省いたしました。それ以来、「何かいい」働き盛りの支援策がないかと、模索している次第であります。

また、若者の参加という事については、CATV のワークショップ等を見ている、同じような顔ぶればかりで、若者が少ないように感じられます。

ところで、「働き盛り世代」を統計学上、「生産年齢人口」と言うのかも知れませんが、実情的には、ほとんど「共働き子育て世代」であり、親もいるという、社会全体として、とてつもなく重要な世代であります。

そのような若い世代に対応して、各自治体は、国策に加えて子育て支援策や、学校教育関係支援施策などを展開しているところであります。他にも色々と考えられる所であります。

そこで、本件について提案する次第でございます。

私は、広い意味で働き盛りの支援策を抱きながら、各種雑誌を見ていたら、青森県野辺地町の記事が出ていました。

ほんの少しだけご説明いたしますが、町内勤務者の3から5人程度のグループの国内先進地視察を奨励し、役場職員が同行するというものであります。予算的には、原則1泊2日で一人当たり5万円を上限に支給するということであります。グループとなれば、お互いに良い刺激を与え合い、視察で色々な気付を体験し、仕事上の活力向上を得ることが出来ると思います。

例えば、視察先の発案は、役場職員でも会社員でも、誰でもいいわけであり、ある会社あるいは職場のグループが、ある所へ先進地視察調査をする場合、いずれも役場職員が同行することになり、社員や職員、自営業者の研修に貢献し、色々な面で切磋琢磨できて、良いのではないのでしょうか。

以上、愚案を申し上げましたが、どうか本件について、何卒建設的にして前向きなご所見を賜りたく、切にお願い申し上げる次第でございます。

2項目めは、高齢化の諸問題についてであります。

高齢化に伴って色々な問題が発生してくることは、皆様良くご承知のとおりでございます。事例を挙げたら限りがございますので、現在行われている高齢者福祉事業以外で、2点に絞って取り上げたいと思います。

1点目は、敬老互楽サロン支援事業についてであります。

事業名は全て仮称であり、サークルやクラブ、何々会でも良いのでありますが、このテーマに関連したことを、21年9月定例議会で申し上げました。高齢者が、身近な集会所などで、「お互い楽しい」ひと時を過ごせるようにしたらどうか、という提案でした。

気楽にお茶会をすとか、軽い昼食を一緒にすとか、簡単な手を使う創作活動をするとかして、和気あいあいとくつろげるひと時を提供する活動を、行政が何らかの方法で支援するというものであります。

住民からは、以前から同趣旨のお話を良くお聞きしますが、その世話役がいつも問題にな

ります。

良い事だとはわかっているけれども、実際にその活動をお世話するとなると、結構難しいのであります。

そこで、愚案を簡単に申し上げますが、公民館活動の一環として、運営したら如何でしょうか。公民館職員が、ある地域の集会所へ出かけて、活動支援するというものであります。将来、要員が足らなくなったら、採用形態はどうであれ手当てしたら良いのではないのでしょうか。このような事業への税金配分は、適当だろうと思われま。

1週間あるいは何週間毎に1度、何曜日の何時から集まって頂いて、楽しみな活動をして頂く、支援事業は大変結構なことではないでしょうか。

具体化となれば、検討委員会のようなものの設置から始まるのでしょうか、良く調査研究をして頂きたいと思ひます。

65歳以上の「一人暮らし」は、24年度728人と増えて来ています。また、高齢者の「引きこもり」を防ぐ施策は、大変重要であると思ひます。鋭意ご検討下さいます様、ご期待申し上げます。

2点目は、高齢者のストレッチ体操の指導についてであります。高齢者は、夫々体力が違って当たり前であり、グラウンドゴルフや家庭菜園などが出来る間は良いのですが、問題は、いよいよそれらが出来なくなった方々の体力維持や、病後の体力回復をどうするかであります。

そこで、私案を申し上げますが、そのような方々に簡単な体操、例えば、ストレッチ体操を進めては如何でございましょうか。指導する要因の所属はどこであれ、要は実行することあります。現有の職員で実施できれば、一日でも早い成果が期待できるかも知れません。現場では、訪問しての指導となりますが、対象者の状態を良く把握して指導することによって、広い意味での運動機能を取り戻して回復することは、大変大事なことであります。少なくとも、日常生活に支障が出ることは、極力防がねばなりません。

在宅寝たきり老人数は、24年度250人と増えて来ています。いっこうに改善されない主な原因は、認知症と膝関節痛、腰痛などの整形疾患だろうと思ひます。

そこで、認知症及び介護予防事業の中に、症状に応じた簡単なストレッチ体操の指導が出来るように、要因配置をしたら良いのではないのでしょうか。どうか、本件について、柔軟かつ積極的に取組まれますよう、切にお願い申し上げます。

3項目めは、教育行政についてであります。

近隣市町の議会傍聴をしていて、わが町はどのようになっているのだろうと、思ったこと

についてお尋ね致します。

1点目は、「土曜日の教育活動推進」についてであります。

輪島市は、昨年12月に保護者アンケートをした結果を踏まえて、新年度から「土曜授業」を実施する予定であります。

「学校教育法施行規則」の改正に伴って、石川県教育委員会は、新年度からモデル校での土曜授業や学習会を試行するという状況に於いて、輪島市教育委員会の動きは、とても速いと思います。

輪島市民とは、仕事や交友、姻戚関係などで何かと関係が深い私たちですが、ある場所で土曜授業が話題になったとき、既に実施と検討中では、かなりの違いが出てきます。

教育は、何よりも信頼関係が大事であります。そこで、本町の教育委員会の現況について、ご説明頂きたいと思っております。

2点目は、これも輪島市の新しい動きですが、教員免許を持ち、スポーツ活動、指導実績がある人を、新年度の職員採用に内定したということでありまして。バスケットボール、競歩、ソフトボールの経験者を、市教委に配属するとのことでありまして。それによって、スポーツ競技のレベルアップ、向上を図るというものであります。

その他、色々な構想をお持ちのようではありますが、わが町にとっての問題は、スポーツ指導の面で、自治体間の格差が生じるのではないかと、危惧されることでもあります。

隣の自治体には、優秀なスポーツ指導者がいて、本町ではおぼつかないという状態を、決して招いてはならないと思っておりますが、如何でございましょうか。

そこで、この点について、どのようにお考えになるのか、ご見解をお尋ねいたします。

あるいは、既に何らかの対策を準備されているのであれば、ご説明頂ければと思っております。

3点目は、小学生の制服についてであります。

輪島市では、24年度から順次全小学生に制服を採用しています。この注目に値する事については、本町の教育委員会でも議論されたかも知れませんが、どうだったのでしょうか。

かつて、輪島の市長、教育長と議員との間で、メリット、デメリットなどを提示して、熱い討議をしていました。保護者説明会は、大変なご苦勞だっただろうと拝察致しました。熱烈な思いを込めての取り組みだったのでしょうか。実施後の検証では、「制服にして良かった」と、評価されているとのことでありまして。

以上、教育行政について、3点に絞ってお尋ねいたしますが、明哲にして見識あるご説明を賜りたく存じ上げます。

4項目めは、「みなとオアシス」の周辺整備についてであります。



国土交通省の北陸地方整備局は、穴水湾を「みなとオアシス」に認定したと報道されました。観光面のPR等で支援する、ということですから、この機会に、更なる整備について、真剣に取り組んだら如何でございましょうか。

現地を見れば誰でも気付くと思いますが、例えば、「殿様睡蓮」の管理をしっかりとるか、放置物を片付けて散策路を綺麗にするとか、「潮騒の道」辺りで公衆トイレを新設するとか、キャッスル真名井と潮騒の道との上り下りを勾配を緩めて、し易くするとか、色々と整備することが必要だと思いますが、如何でございましょうか。

まさに、「オアシス」にふさわしい《憩いと癒しの場所》になればと念願する次第でございます。

自然環境には、むやみに人工の工作を加えないほうが、良いのかもしれませんが、良いアイデアを出し合って、自然の景観とオゾンと相まって、「あそこは素晴らしい」と、喜んで頂ければと思う次第であります。

乙ヶ崎地区に遊歩道を新設するのも良いでしょうが、既存のものをきちんと整備管理して、更に磨きをかけることも、重要ではないでしょうか。

今回は4項目について、質問あるいは提言をさせて頂きました。

執行部に於かれましては、何かとご多忙のことと拝察致しますが、真剣にして賢明なるご所見を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

以上で、舌足らずではございますが、お聞き苦しい点など、お許し頂きまして、7番伊藤繁男の一般質問を終わります。

ご寛大にご清聴頂き、誠に有難うございました。

○議長（曾良昌嗣） 布施教育長。

【教育長 布施東雄 登壇】

○教育長（布施東雄） 伊藤議員の教育行政についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、「土曜日の教育活動推進について」のご質問ですが、土曜日につきましては、平成14年度より学校週5日制が完全実施され、子供たちにゆとりを確保する中で、学校、家庭、地域が連携し、様々な活動を通じた体験や経験から豊かな心を育む教育が推奨されてきたことはご承知のことと存じます。いわゆる「ゆとり教育」のことですが、その後、日本の児童生徒の学力低下の問題を受けて、平成23年に小学校、平成24年に中学校で新学習指導要領が全面実施され、ゆとりから学力向上へ大きく方針をシフトいたしました。また、文科省は、平成25年11月、土曜授業が市町村の判断で実施できるよう省令を改正いたしましたところです。

これを受けて、当町においても、「真に子ども達の土曜授業はどうあるべきか」という視点で土曜授業の中身や実施時間等について前向きに検討をしてきたところです。その結果、先生方の勤務対応や部活動、スポーツ少年団の活動等々を考慮しますと、月に1回程度、土曜日に教育活動を行うことができます。新学習指導要領に沿ったカリキュラムに余裕ができることや、家庭や地域と連携した学習やゲストティーチャーなどを活用した体験活動が可能になり、さらに新年度において学校で推進する「ふるさと教育」を充実したものに出来ると考えているところであります。

このように、土曜授業につきましては、できるだけ早い段階で実施をしていきたいと考えています。

次に、「スポーツ活動指導実績者の職員採用について」のご質問にお答えします。

職員採用や配属については教育委員会で決められるものではございませんが、局内にはスポーツ経験者が配属され、それぞれに勤務時間外においてスポーツ活動を行っています。また、他の課の若い職員も町の各種競技団体に所属して活動しており、町のスポーツの活性化には寄与していると思っております。

スポーツの指導ということでお話しをさせていただければ、当町では町体育協会やスポーツ少年団に在籍する各競技の指導者により活発な活動を行っているところであり、全国レベルの大会に出場するなどの成果も見受けられるところであります。

競技レベルの向上は優秀な指導者に依るところが多いのも事実ですが、学校教育でいえばスポーツを通して人間力とか心技体の充実が本来の目的であり、今後とも熱心な指導をお願いするところであります。

次に、「小学生の制服について」のご質問にお答えします。

小学校の制服については、学校や児童、保護者からの要望は今のところ聞いておりません。

教育委員会としては、小学校の制服についてはメリット・デメリット双方あるかと思いますが、小学校は成長段階に応じて買い替えが必要であり、その分、保護者負担も多くなります。また、私服は季節に応じた服装が可能で、寒暖に応じて自由に服装が選べるが、制服は夏物と冬物しかないことなどから、現段階では当分の間、小学校から制服にする必要性はないかと存じます。

今後、保護者等から制服の導入について強い要望があれば協議をいたしたいと存じます。

○議長（曾良昌嗣） 一谷総務課長。

【総務課長 一谷育英 登壇】

○総務課長（一谷育英） ご質問の1項目の「先進地視察派遣事業」について、お答えいたします。

先進地視察について、今年度実施した例ではありますが、

はじめに、紫わらびのブランド化に向けた取り組みを行っている「山菜ファーム・穴水」のメンバー3名と町職員2名が、11月に岐阜県高山市にあります「明日に向けた山之村地域協議会」が主催する「わらび粉づくり体験事業」に参加し、わらび粉の製造過程を実際に体験してきております。

この体験を通じ、わらび粉で作る「わらび餅」等の特産化に向けての取り組みがより一層進められ、先般、試食会が行われたところでありまして、今後「山菜の町・穴水」を広く内外へ情報発信することとしております。

次に、兜小学校を活用し学校食堂を運営している「かあさんの学校食堂」のメンバー6名と町職員2名が、今年の1月に2泊3日で三重県多気町にあります、相可（おうか）高校の生徒が運営している「高校生レストラン・まごの店」や、「農家レストラン・せいわの里」での研修をはじめ、三重県四日市市にあります「ワンディシェフレストラン・らいふ」での視察を行い、今後の「学校食堂」運営の参考としたところであります。

また、穴水町里山里海活用実行委員会のメンバー5名と職員2名が、世界農業遺産に認定されている佐渡を2泊3日で訪問し、「朱鷺と共生する佐渡」の取り組みについて研修を行い、本町においても、里山里海を活用した取り組みを加速させていきたいと考えております。

また、（議員から紹介があった）青森県野辺地（のへじ）町では、町民と職員が共同で、政策課題の解決や、より良いまちづくりのために行う国内先進地視察に対し、町が旅費を負担する「先進地視察調査事業」を実施しておりました。

野辺地（のへじ）町・地域戦略課では、今年度から実施しており、予算は年間60万円（県 2/3、町 1/3）。

その実績は、2件で、1件目は商工会で～ 町のゆるキャラを使つてのまちづくりのため、東京（世田谷区）へ、もうひとつは商業協同組合が～ ポイントカードの利活用策のため、香川県（丸亀市）へ視察をしており、予算額に達した時点で事業を終了しているとのことであります。

このように「先進地視察研修」は、地域の活動団体と行政が一緒になって、町が抱えている課題などを共有化し、連携していくことで、その問題解決には、大変有用であると考えます。

また、議員のグループでの視察の奨励については、今年度の、町職員の研修においても、職員政策提案研修としてグループ研修を実施し、その成果について、町長へのプレゼンを行い、新年度において予算化したものもあります。

このことを、新年度においても継続して、職員のグループ研修を実施し、その中で先進地視察も

取り入れ、職員のスキルアップに繋げてまいります。

したがいまして、議員のご提案のとおり、これからも、それぞれの事業の中で各種団体等、先進地視察が必要なものについては、職員の派遣を含め、実施をしていきたいと考えております。

○議長（曾良昌嗣） 遠藤健康推進課長。

【健康推進課長 遠藤美徳 登壇】

○健康推進課長（遠藤美徳） 伊藤議員の「高齢化の諸問題」についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、高齢化率が40パーセントを超え、すでに50年後の日本の姿とも言える本町にとって、ご提案にありますような活動への取り組みは、今後の高齢化施策における重要な課題であると考えております。

1点目の「敬老娯楽サロン支援事業」についてでありますが、

町ではこれまで、高齢者の皆様が気軽に集い「楽しいひと時」を過ごしていただきますよう、地区公民館や集会所などにおいて、手芸や俳句、盆栽など趣味の講座をはじめ、グラウンドゴルフなどの運動を取り入れた活動のほか、健康教室や料理教室などでは、保健師や栄養士が現地に出向き、参加者の皆様と協力しながら活動を推進しているところであります が、今後とも、これらの活動をとして高齢者施策の充実に努めたいと考えております。

また、先駆的な地域活動の一例であります、町内の介護福祉事業所が主体となって、地区集会所の一角に「地域交流サロン」をオープンし、お茶を飲みながら談笑ができて、買い物もできるという場を提供し、「新しい集会所のかたち」として期待が寄せられています。

このほかに、現在、穴水町社会福祉協議会で作業が進められている「第1期穴水町福祉活動計画」でも、高齢者の交流と孤立防止の場として「地域サロン」の創設と支援が計画に盛り込まれ、実施に向けて検討が進められているところであります。

これらの活動は、今後の高齢者施策のモデルとして、おおいに期待されるものであり、これらの活動と町の高齢者施策との連携を図りながら、高齢化の諸問題に対応していきたいと考えています。

次に、2点目の「高齢者のストレッチ体操指導」についてであります、町では介護予防の観点から、地区ごとに介護予防教室や健康づくり地域活動の推進と併せて、健康づくり出前講座などを開催し、高齢者の健康の維持・増進に努めているところであります。

ご提案のあった件につきましては、健康づくり地域活動の充実に図り、住民皆様に日頃から身体を動かす習慣を身につけていただくための仕掛けとして、「簡単で、手軽にできるストレッチ健康体操」の普及を図るよう、来年度の健康長寿のまちづくり推進事業」に盛り込み、住民皆様の健康づくりと高齢者施策の充実に繋げていきたいと考えています。以上です。

○議長（曾良昌嗣） 小谷基盤整備課長。

【基盤整備課長 小谷政一 登壇】

○基盤整備課長（小谷政一） 伊藤議員の4項目めの「みなとオアシス穴水」の周辺整備についてお答えいたします。

今年1月26日に、穴水港とその周辺が国土交通省から「みなとオアシス穴水」に登録されました。これは、「みなと」を核とした地域住民の交流促進や、観光振興による地域活性化など、地域振興に係る取組を、国が全国に発信するなどの支援を行うもので、「穴水」は、穴水港の「あすなる広場」で行われる「雪中ジャンボかきまつり」などの取り組みが認められ、県内で6港目に登録されたものでございます。

これを契機として、乙ケ崎地区に、新たな観光スポットとして注目されている「能登大仏」をさらに周知させるため、海岸沿いに、波静かで自然あふれる穴水湾の景観を楽しみながら散策できる遊歩道を整備し、一体化して周回性を持たせることで、ウォーキングによる新たな交流人口の拡大をとおして、健康長寿のまちづくりが図れるものと考えております。

議員ご指摘の、既存施設の再整備が重要ではないかとのことですが、あすなる広場のテントにつきましても増設し、利用拡大を図ることとしており、「潮騒の道」や「殿様睡蓮」、「キャッスル真名井と“潮騒の道”をつなぐ遊歩道」などの施設につきましては、毎年2回程度の草刈りや、各種団体によるボランティア清掃活動などの協力を得ながら、維持管理を行っているところであります。

尚、これらの施設につきましては、十数年を経過した物が殆んどでありますので、より利用しやすい施設となるよう、再整備についても検討してまいりたいと考えております。

今後も、穴水港を中心に既存施設の維持保全と新施設との融合を図りながら、より健康で、楽しめる里海ゾーンとしての施設づくりに、町民の皆さま方のご理解とご協力を頂きながら、事業遂行にあたって参りたいと考えております。

○議長（曾良昌嗣） 伊藤議員。

○7番（伊藤繁男） 以上で、質問を終わります。

○議長（曾良昌嗣） ここで5分間の暫時休憩を致します。

（午後2時40分 休憩）

（午後2時45分 再会）

○議長（曾良昌嗣） 谷局長。

○議会事務局長(谷大観) それでは皆様、その場でご起立願います。

黙祷。(1分間)

黙祷を終わります。有難うございました。



◇3番 田方均 議員

○議長(曾良昌嗣) それでは、一般質問を再開致します。

3番、田方均 君。

【3番 田方均 登壇】

○3番(田方均) 3番 田方均でございます。

本日は一般質問の機会を頂きました事、深く感謝申し上げます。

それでは、一括方式で通告書により質問に移らせて頂きます。

当町の過疎対策推進事業等についてお尋ねいたします。

穴水町過疎対策推進ビジョンの基本コンセプトとして若者が活躍し、高齢者が元気な健康長寿の町、そして「訪れたい町・住みたい町・住み続けたい町」を施策のテーマとなっています。

そこで、私からの提言ですが、現在、町外からの移住者に「穴水ニュータウン」の無償分譲を実質中ですが、この事業を新たに小面積の農地付き貸し別荘、滞在型市民農園「クラインガルテン」方式を取り入れ、若者から熟年者まで年齢を問わず窓口を広げ、家庭菜園が楽しめ、子育てに適した環境を求める人用、あるいは、静かな農村に住みたい人向きなど、移住される人の多様性のニーズに応えられるここに住みたいと思えるステージが必要です。この施設の創設事業を核として、過疎対策事業を推進できないでしょうか。

国、県の持続可能な農林水産業に対する助成あるいは補助事業政策を積極的に取り入れ、施設は自然環境を大切にしたエコを顧慮し、建物は耐震構造・高断熱高気密及びバリアフリー並びに地元産木材を使用するなど有償でも魅力ある施設であれば移住促進につながるでしょう。

他市では、県内初の自治体と民間団体による商工会議所・JAや漁業団体とともに市内の農林水産業の生産から加工、販売までを総合的にサポートする支援機構を設立し、6次産業化事業の支援と拡充も検討しているとありました。

先月、2012年度県内で新たに農業に従事した就農者は135人、国の青年就農給付金制度(最長5年間受給できる)を受けたのは昨年度60人、県内で平成7年から11年度に就農した337人の内51人が離農、2割近くが数年で辞めているという記事が載っています。

した。甘い考えで就農しても定着は難しいという事でしょう。過疎対策に係る事業はそうしたことも充分念頭に入れ、子育てしやすい環境の整備、魅力ある暮らしづくり、雇用の創出、住まいの確保、交流人口の拡大と多岐に亘ることは言うまでもありませんが、当町として、その中から核になる目玉商品たる事業に予算額を上乗せして事業の展開をしては如何かと思いますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

次に、本会議に提出されました原子力災害対策施設整備事業について、国の経済対策の一環として原子力災害時に即時非難が困難な要援護者のための放射能防護施設を整備するものとして、穴水総合病院を有事の際、入院中の重症患者は即時に非難困難と想定される事から整備するものと考えます。

穴水総合病院は、築32年を経過し建物自体も古く、病棟の空調整備についてもかなり老朽化しているのではと思います。

そこで、今回の原子力災害対策施設整備事業を活用し、併せて病棟・特に集中治療室等の改修が出来ないでしょうか。現在、入院患者数は、ほぼ満床状態で推移しているとのことですが、昨今の医療機関は高い医療技術に合わせて、より良い医療環境の中での治療が求められております。本事業は国の補助事業であり、整備要件も厳しく限られているのですが、要件に合わないところは町から単独でプラスして改修を進めては如何でしょうか。併せて、能登地区に於いて救命救急センター能登中部医療圏に七尾市の公立能登総合病院しかありません。県の救急医療体制の二次医療圏域で救命救急センターが無いのは能登北部医療圏だけです。ぜひ、奥能登2市2町の中の穴水総合病院に救命救急センターを整備するように取り計らいの程、よろしく願いいたします。これも皆が安心して暮らせる、高齢者が元気な健康長寿の町としての対策ではないでしょうか。よろしく願い申し上げます。

以上をもって、私からの質問と提言を終了します。よろしく願いします。

○議長（曾良昌嗣） 石川町長。

【穴水町長 石川 宣雄 登壇】

○穴水町長（石川宣雄） ご質問1点目、過疎対策推進事業についてお答えします。

昨年10月に策定した「穴水町過疎対策推進ビジョン」を基に、新年度予算においても、集中的に施策を展開すべく計上させて頂いたところであります。

田方議員には、議会一般質問で過去にも「クライנגアルテン」の設置を提案していただき、私も昨年10月に「南アルプス市市制施行十周年記念式典」に参加した折、当市におけるクライングアルテンの取り組みを視察させて頂きました。

確かに自然の中に溶け込んだ施設は素晴らしく、地元農家との交流も盛んで、都

市圏から多くの利用者を迎えていました。

また、6次産業化についても基本構想がまとまり、本年度から実施すると伺っており、議員ご紹介の県内自治体への研修も含め、新年度に設置される「恵みの里山推進室」の職員を派遣し、実施に向けた情報の収集にあたらせたいと考えています。

本定例会の私の提案理由にも述べさせて頂きましたが、能登ワインを中心としたエリアを里山農業のモデル地区として位置づけ、「あなみず恵みの里山構想」を策定する事としております。

この構想は、交流人口の拡大や移住定住者向けの施設整備と、地域で頑張っている各産業に従事されている方々や新規参入された企業に加え、当町と連携している大学等の参画を頂き、6次産業ネットワークを構築し、国・県の事業を積極的に導入することにより、地域の発展と活性化を実践する計画であります。

いずれにいたしましても、早い段階で策定委員会を開催し、構想の策定に着手したいと考えていますので、その節には議会の皆様にも参画していただき、実現に向けた建設的な意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（曾良昌嗣）菅谷病院事務局長。

【病院事務局長 菅谷吉晴 登壇】

○病院事務局長（菅谷吉晴） 田方議員の2点目の原子力災害対策施設整備事業についてのご質問にお答えいたします。

この事業は、原子力発電施設の周囲30キロメートルの区域内に設置されるものに対する放射線防護対策の強化に係る事業です。

事業の対象施設要件は、原子力災害時に容易に避難できない重篤な患者が入院している病院や、放射線被ばく医療の地域拠点病院に指定されている病院、または、避難のための集合場所となる施設で、当分の間、屋内退避のためのコンクリート施設としても活用できる施設を対象とした事業です。

具体的には、放射線防護施設とするために建物の外部からの空気の流通を遮断し特殊フィルターを介し新鮮な空気を建物内に供給するための装置の整備や建物内の通路などを自動ドア等で遮断し二重サッシにより気密性を高める工事、建物への出入りの際に除染を行うクリーンユニット等の整備を行うものであり概ね3日間の避難期間を想定したものです。

当院では診療の関係もあることから、現在、閉鎖している旧5階病棟を対象とすることを考えております。

ご質問のこの事業を活用して集中治療室などの改修ができないかとのことでありますが、先に述



べましたとおり事業要件が定められていることから病床の改修については難しいと考えますが、これまで、国の経済対策事業を活用し、病棟のバリアフリー化や個室の改修、照明器具の省エネ化を行い療養環境の充実に努めてまいりましたが、今後、建物の老朽化に対応し、議員ご指摘の集中治療室の改修も含め計画的に改修を進めたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

次に当院での「救命救急センター」の整備についてですが、石川県では、救命救急医療体制として、県立中央病院救命救急センター、公立能登総合病院救命救急センターの2つの救命救急センターを設置しているほか、専門的な救急医療を担う金沢大学附属病院救急部及び金沢医科大学病院救急医療センターがあります。また、三次救急医療に準ずる施設として、小松市民病院に「南加賀救急医療センター」が整備されております。

救命救急センターの要件については、国で定められており、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるものとし相当数の専用病床を有し、医師については、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に適切に対応できる専任の医師を相当数有こと。また、脳神経外科、心臓血管外科などの医師を必要に応じ適時確保できる体制を有するなど、他にもハードルの高いいくつかの要件があり能登北部医療圏における救命救急センターの整備は、広域的な課題であると考えます。

しかし、現在、石川県では、能登北部の二次救急施設から三次救急施設への救急搬送体制の強化を図るため、消防防災ヘリの活用により重症者の救急搬送を行っているほか、脳卒中における遠隔画像伝送システムの活用などにより、能登北部の二次救急病院と三次救急施設の連携体制を進めているところでありますのでご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（曾良昌嗣） 田方議員。

○3番（田方均） 以上で質問を終わります。救急、救命の無理だということで、きられましたけれども、少しでも私達の命を守るということで、近いところにそうした物が欲しいので、極力なるようによろしくお願いいたします。



◇1番 吉村光輝 議員

○議長（曾良昌嗣） 1番、吉村光輝君。

【1番 吉村光輝 登壇】

○1番（吉村光輝） 1番、吉村でございます。質問に入る前に一言述べさせていただきます。

東日本大震災から今日で3年が経過いたしました。いまだ13万人以上の方が避難生活をおくっておられる現実にやりきれない思いであります。昨日の安倍首相の会見で述べられた復興へ向け

での政策が着実に実行されることを国民の一人として切に願います。

また、石川町長におかれましては、本年1月の町長選挙において、無投票当選で3選を果たされましたことに対して改めて祝意を表します。今後の4年間は公約の過疎対策や健康長寿の町づくりに存分に力を発揮していただくようお願い申し上げます。私も一議員として知恵と行動で町発展のため微力ながら活動したいと思います。

それでは、通告に基づき一括方式にて質問させていただきます。

穴水総合病院の経営改革、そして穴水町における終末期医療について、お伺いします。

穴水総合病院の改革は長年にわたり町の課題でありました。石川町長就任以来、行財政改革の中で再優先課題として取り組んでいただいたことは周知のとおりです。病院改革プランのもと、まさに痛みを伴う改革を実行されてきました。その結果、平成24年度決算においては、収益的収支全体で5億1,400万円余りの黒字化を実現されました。これは町長、そして島中院長をはじめ現場の病院職員の方々の努力の成果であり、このご努力には敬意を表します。しかしながら依然として医業収益自体は1億3,000万余りの赤字となっており、不採算部門も担う公立病院であるとはいえ、一般会計からの繰入を必要とする状況となっております。町の経営安定のためにも尚一層の努力の継続が求められます。そこで就任以来間もなく2年になる島中院長に穴水総合病院の改革を振り返っていただき、現場のリーダーとして病院改革が一区切りついた現時点での病院改革を検証していただきたいと思います。また、石川町長の掲げる「安心のまちづくり」において穴水総合病院の果たす役割は欠かせません。26年度予算の中で穴水総合病院のもつ機能をフル活用して予算執行にあたる執行部の説明がありました。この点についても病院側としての見解、執行部の見解、今後の病院経営についての方針をお聞かせ下さい。

次に終末期医療についてお伺いします。

終末期医療については私も過去の一般質問でも取り上げさせていただいたことがあります。人口減少地域である穴水町においても、終末期医療の問題は大きなテーマだと思います。特に穴水総合病院の果たすべき役割は大きいと考えます。安心のまちづくり実現のため、当町における終末期医療のあり方はどうあるべきか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

石川県立看護大が県内の人口減少地域を対象に行なった「終末期療養を望む場所」の意識調査によれば、終末期療養の場所として「自宅」を希望した人の割合は2007年には48.9%、2010年には42.6%と減少し、「病院」を希望した人の割合は2007年26.9%、2010年30.5%、「施設」を希望した人の割合は07年7.4%、10年8.3%と若干増加。自宅を希望する人の割合が減少し、病院や施設を希望する人の割合が増えているという結果です。自宅を希望する人の割合の減少の要因としては、人口減少地域では、家族で主介護者となり得る世代が減少していること、また介護者がいたとしても

介護者となるべき家族自体が高齢者であったり、家計を支える勤労者であったりすることが多く、家族に迷惑をかけたくないという意識が強いとしています。この結果は、裏を返すと本当は生まれ育った自宅で終末を迎えたいが、現状ではそれが家族に迷惑であり、負担になると考える人が多くなっていると言えるかもしれません。具体的には自宅療養を可能にする要因は、往診医の問題、訪問看護、介護の環境があり、これらの環境整備が自宅での終末療養を可能にすると思います。自宅で暮らし、共に生活した親を自宅で看取り、老い、死に、共同体での葬送によって先祖の群れに加えられる。日本の農村地域に普通に見られた文化が消失しつつあることが、もしかしたら人口減少の一因になっているかもしれません。失われているのは文化だけでなく家族のつながりや絆ではないでしょうか。そうしたことへの対応が、もしかしたら本質的な過疎対策になるのではないのでしょうか。今述べた在宅医療・介護の環境整備、すなわち住民が自らの死に場所として選択できることの環境づくりが安心のまちづくりに通じるものだと考えます。ご見解をお聞かせ下さい。

以上で終わります。

○議長（曾良昌嗣） 石川町長。

【穴水町長 石川 宣雄 登壇】

○穴水町長（石川宣雄） はじめに、院長の島中が出席し答弁する予定といたしておりましたが、どうしても外せない医療業務が出来ましたので、私が代って院長の答弁をお伝えすることとなりましたことをご了承願います。

私、島中が初めて穴水総合病院を訪れたのは、平成24年2月の大雪の日でありました。金曜日の午前中、外来患者は少なくベットも空きの多い病院で、正直なところ「経営改善は難しい」と感じました。

ただ、とても気になることが一つ。外来患者さんのほとんどが高齢の患者だったことです。

この病院が無くなったら、この高齢者の方々は、ここからさらに1時間かけて七尾まで通わなければならない。そう思うと後ろ髪を引かれたことを今でも思い出します。

院長を引き受けた際には、過疎化、人口減少が続く奥能登の最後の一人が安らかな死を迎えるまでしんがりを務めることが男の花道と覚悟を決めたものでした。

それから2年後、結果は吉村議員もご承知のとおりです。

経営に関しては、素晴らしい病院改革プランが既にあり、それに従い改善を進めてまいりました。大切なのは我々職員のモチベーションをいかに高めるかにかかっていた。

幸いなことに職員一同一丸となって住民の命を守ろうと懸命に努力した。その姿を住民や周囲の先生方がきちんと見ていたのです。

経営改革とはとどのつまり、人の改革にありました。

これまで多くの血税が注ぎ込まれ、瀕死の病院をなんとか継続していただきました。

経営が公立病院として本来あるべき姿に改善した今、われわれは病院を助けてくれた住民の恩に報いなければなりません。

高齢者が日本一元気で暮らせる町にしたい。穴水で子供を育ててよかったと思える町にしたい。そのために我々は人的物的機能を最大限に生かして「安心のまちづくり」に貢献したいと思っております。

また、診療以外でも健康長寿のまちづくりのため、金沢医科大学、および能登北部地域医療研究所の中橋教授のご協力をいただき、住民の皆様の健康づくりにも貢献したいと考えておりますので、これからも我々穴水総合病院の頑張りにご期待下さい。

次に終末期医療についてですが、我々医療者の意見を押し付けることなく、患者とご家族の希望を最大限に叶えることが、終末期医療の基本だと思っております。

終末期医療に答えやマニュアルはありません。一人一人の患者さんや、そのご家族と、同じ人間として真摯に向き合うことが大切であると考えます。

ただ私個人としては、自分は畳の上で家族に看取られながら死にたい。

たとえ病院のベットであっても、妻と子供に手を握られ「あなたと暮らせて幸せだった」と、「お父さんの子供でよかった」という声を聞きながら死んでいきたいと思っております。

医師も人間です。悩み苦しみながら終末期医療に携わっています。

それでもご家族のみなさまから「たいへん良くしていただきありがとうございました。おかげさまで、最後まで心ゆくまで看取ることができました。」という感謝のお言葉を聞くたびに、われわれは穴水の地で頑張っていこうという元気をいただいております。

これからも地域の施設や開業医の先生方と密なる連携をとり、住民の皆様が穴水の優しい土に帰れるよう邁進する所存です。

以上が、吉村議員の質問に対する島中院長の思いであります。

○議長（曾良昌嗣） 吉村議員。

○1番（吉村光輝） ありがとうございました。

只今のご答弁を頂き、島中院長のリーダーとしての覚悟そして医療者としての熱い思いが伝わって参りました。引き続き、病院経営に於けるご努力をお願いすると共に、優秀な医療スタッフの育成に努めて頂く事が住民サービスの向上に繋がると思っておりますので、執行部のご協力を、また、お願い致します。どうもありがとうございます。

○議長（曾良昌嗣） 以上で、一般質問を終わります。



○議長（曾良昌嗣） これより、議案等に対する質疑を行います。

質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

○議長（曾良昌嗣） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

○議長（曾良昌嗣） 次に日程に基づき、議案第3号から議案第31号までの議案29件について、各常任委員会への付託を行ないます。

○議長（曾良昌嗣） お諮りいたします。

これより、議案29件につきましては、お手元へ配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（曾良昌嗣） 「異議なし」と認めます。

よって、議案第3号から議案第31号までの議案29件については、付託表のとおり、各所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（曾良昌嗣） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

有難うございました。

（午後3時17分 散会）

## 平成26年第2回穴水町議会定例会 会議録

招集年月日 平成26年3月14日(金)

招集場所 穴水町議会議場

出席議員	議長 曾 良 昌 嗣	副議長	山 本 祐 孝
(12名)	1番 吉 村 光 輝	7番	伊 藤 繁 男
	2番 新 田 信 明	9番	小 泉 一 明
	3番 田 方 均	10番	加 世 多 善 洋
	4番 大 中 正 司	11番	小 坂 孝 純
	5番 藏 瀬 助 定	12番	浜 崎 音 男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席を求めた者の職氏名

町 長	石 川 宣 雄	副 町 長	山 岸 春 雄
教 育 長	布 施 東 雄	町 参 事	竹 内 陽 一
総 務 課 長	一 谷 育 英	企画情報課長	二 谷 康 弘
税 務 課 長	神 平 浩	住民福祉課長	米 田 省 一
健康推進課長	遠 藤 美 徳	産業振興課長	宮 下 謙 二
基盤整備課長	小 谷 政 一	出 納 室 長	宮 下 安 子
上下水道課長	坂 田 茂	生活環境課長	東 重 雄
教育委員会事務局長	岡 本 伊 佐 夫	総合病院事務局長	菅 谷 吉 晴

本会議に職務の為、出席した者の職氏名

議会事務局長 谷 大 観 主幹 牛 谷 栄 一 主任 中 西 智 理

## ◎開議の宣告



○議長（曾良昌嗣） それでは、本会議を再開いたします。

ただ今の、出席議員数は、12名です。

全員出席でありますので、本日の会議を開きます。

（3月14日 午前9時59分 再開）

○議長（曾良昌嗣） これより、日程に基づき、議案第3号から議案第31号までの議案29件を、一括議題と致します。

各常任委員会に付託された議案等に対する審査の結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 大中正司君。

【教育民生常任委員会委員長 大中正司 登壇】

○4番（大中正司） それでは、ご報告いたします。

教育民生常任委員会に付託されました案件の審議のため、副町長、教育長はじめ関係各課長の出席を求め、3月12日当委員会を開催し、慎重に審査致しました結果について、ご報告いたします。

議案第3号から第28号までのうち、付託されました案件15件について、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（曾良昌嗣） 総務産業建設常任委員会委員長 田方均君。

【総務産業建設常任委員会委員長 田方均 登壇】

○3番（田方均） 3番、田方でございます。

それでは、総務産業建設常任委員会に付託された案件につきまして、審査の結果をご報告いたします。

議案第3号 平成26年度穴水町一般会計予算 所管歳入・歳出から議案第31号までの付託された議案17件について、3月12日に町長、町参事はじめ関係各課長より説明を受け慎重に審議いたしました。

いずれも、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

○議長（曾良昌嗣） これで、各所管の常任委員会における委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

○議長（曾良昌嗣） ないようですので、質疑を終わります。  
これより、討論に移ります。  
討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

○議長（曾良昌嗣） ないようですので、討論を終わります。

○議長（曾良昌嗣） これより、採決を行います。  
議案第3号から議案第31号までを一括採決いたします。  
各件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

○議長（曾良昌嗣） お諮りいたします。  
議案第3号から議案第31号までについて、原案どおり可決することに賛成の方は、起立願います。

○議長（曾良昌嗣） 全員起立であります。  
お座りください

○議長（曾良昌嗣） よって、議案第3号から議案第31号までについては、原案どおり「可決」することに決定いたしました。

○議長（曾良昌嗣） 次に、議員提出議案、発議第1号「穴水町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」に対する質疑を行います。  
質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

○議長（曾良昌嗣） ないようですので、質疑を終わります。

○議長（曾良昌嗣） これより、討論に移ります。  
討論の通告はありませんが、討論はありませんか。



○議長（曾良昌嗣） ないようですので、討論を終わります。

○議長（曾良昌嗣） これより、採決を行います。

○議長（曾良昌嗣） お諮りいたします。

議員提出議案、発議第1号は原案のとおり、「可決」することに賛成の方は、起立願います。

○議長（曾良昌嗣） 全員起立であります。

お座りください。

○議長（曾良昌嗣） よって、議員提出議案、発議第1号は、原案のとおり、「可決」することに決定をいたしました。

○議長（曾良昌嗣） 次に、日程第4、「委員会の閉会中の継続審査及び調査」について、議題といたします。

各委員長から、委員会における継続審査及び調査について、会議規則第75条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

○議長（曾良昌嗣） お諮り致します。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（曾良昌嗣） 「異議なし」と認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

○議長（曾良昌嗣） 以上で、本定例会に予定されました日程は、全て終了いたしました。

これをもって、平成26年第2回穴水町議会定例会を閉会いたします。

議員の皆様は、委員会室にお集まり下さい。

（午前10時6分閉議・閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 曾 良 昌 嗣

署名議員 加世多 善 洋

署名議員 小 坂 孝 純